

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」の改定について

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（平成24年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」の改定について、本日8月25日の閣議で決定されました。

法第5条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、別添のとおり公表します。なお、同項の規定に基づき国会にも報告いたします。

（添付資料）

別添：被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

参考資料：改定の概要

以上

本件連絡先：
復興庁法制班（子ども被災者支援法担当）
TEL : 03-5545-7230（代表）